

育英大学履修規則

(趣 旨)

第1条 育英大学（以下「本学」という。）における履修に関する事項は、育英大学学則（以下「学則」という。）に定めるほか、この規則の定めるところによる。

(学部、学科、専攻及びコース)

第2条 本学に置く学部、学科、専攻及びコースは、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コ ー ス	備 考
教育学部	教育学科	児童教育専攻	幼児教育コース 学校教育コース	入学後、いずれか 1つを選択する
		スポーツ教育専攻		

(授業科目及び単位数)

第3条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業科目等の公示)

第4条 各学期に開設する授業科目、単位、授業内容、授業時間割及び教員等については、学年の初めに公示する。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、毎学期に履修すべき授業科目を所定の期間内に、「履修システム」又は「履修届カード」により登録しなければならない。

2 登録しようとする授業科目と同じ時間に重複する他の授業科目を登録することはできない。

3 すでに単位を修得した授業科目については、登録することはできない。

4 指定する授業科目については、登録を制限することがある。

5 学生は、登録した授業科目について、所定の変更期間内に取消し、変更又は追加することができる。

6 学生は、所定の期間を超えて、登録又は登録の取消し、変更若しくは追加をすることはできない。ただし、病気等やむを得ない理由がある場合に限り、認めることがある。

(履修科目の登録の上限)

第6条 各学期において登録できる授業科目の単位数の上限は、26単位とし、1年間では44単位とする。

2 前項の単位には、集中授業の単位は含めない。

3 GPAによる成績優秀者は、第1項の規定にかかわらず、履修登録単位数の上限を超えて、所定の単位数まで授業科目の登録をすることができる。

(履修登録の取消し)

第7条 登録した授業科目について、他の学生の迷惑になる行為があったとき、又は本学の諸規則に違反して登録したことが判明したときは、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

2 登録手続きに不備又は誤りあった授業科目については、履修できないことがある。

(履修方法)

第8条 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

2 授業科目の履修は、原則として開設年次に応じて行う。

3 受講者が5人未満の授業科目は、原則として開講しない。

4 学生は、登録した授業科目の単位を修得できなかったときは、所定の期間内に「履修システム」

又は「履修届カード」により登録し、再履修することができる。

(他専攻における授業科目の履修)

第9条 他専攻で開講されている授業科目の履修を希望する者は、履修しようとする授業科目の担当教員の承諾を得て、履修登録の期間内に願出を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、その学生の卒業に必要な単位とすることができる。

(長期履修)

第10条 学則第18条の規定により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修(以下「長期履修」という。)を希望する者は、所定の期日までに申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の長期履修を延長、短縮又は取り止めをしようとするときも同様とする。

3 長期履修を許可された者の修業年限は、在学期間の範囲内とする。

(授業等の欠席)

第11条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合で、授業を欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を証明する書類を「欠席届」に添付して学長に提出する。

(1) 学校感染症によるとき。

(2) 3親等内の親族が死亡したとき。

(3) 災害及び交通機関の遅延のとき。

(4) 教育実習・保育実習(当該実習校で行う実習の事前研修を含む。)及び海外留学のとき。

(5) 就職試験のとき。

(6) その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の理由により欠席し、「欠席届」を提出したときは、欠席した回数を定期試験において出席回数とみなす。

3 第1項以外の理由により欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を当該授業の担当教員に申し出る。その場合、欠席の取扱いはその担当教員が判断する。

(遅刻又は早退の取扱い)

第12条 20分を超える遅刻又は早退は、欠席とみなし、20分以下の遅刻又は早退は、2回をもって1回の欠席とみなす。

2 遅刻又は早退に、交通機関の遅延等正当な理由があると当該授業の担当教員が判断したときは、遅刻又は早退の取扱いをしないことがある。

(定期試験)

第13条 定期試験は、前期及び後期の学期末にそれぞれ行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

2 定期試験は、筆記試験、レポート、論文及び作品の制作により行う。

3 定期試験の日時は、開始日の1週間前までに公示する。

(受験の制限)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該科目の定期試験を受けることができない。

(1) 当該学期に履修登録をしていない科目であるとき。

(2) 受験しようとする授業科目の出席回数が総授業回数の3分の2に満たないとき。

(3) 入室が試験開始から20分を経過したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、定期試験を受けることができない。

- (1) 当該学期の授業料等が納付されていないとき。
- (2) 当該学期に停学又は休学しているとき。

(試験時間)

第15条 定期試験及び追試験の試験時間は、原則として60分とする。

- 2 試験科目によっては、前項の時間を変更して行うことがある。

(追試験)

第16条 定期試験の受験資格を有する者が、次の各号に掲げる事由により定期試験を受けられず、追試験を希望するときは、所定の期日までにその理由を証明する書類を「追試験願」に添付して学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 病気又は負傷によるとき。
- (2) 3親等内の親族が死亡したとき。
- (3) 災害及び交通機関の遅延のとき。
- (4) 教育実習・保育実習(当該実習校で行う実習の事前研修を含む。)及び海外留学のとき。
- (5) 就職試験のとき。
- (6) その他やむを得ない理由があるとき。

- 2 追試験の日時等は、その都度定める。

(再試験)

第17条 定期試験又は追試験で不合格となった授業科目について再試験を希望する者は、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、所定の期日までに「再試験願」を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 再試験の実施日時等は、その都度定める。

(試験における不正行為)

第18条 試験において、不正行為があったとき、又は試験監督者の指示に従わなかったときは、当該学生に退室を命じ、当該学期又は当該年度の履修科目の全部若しくは一部の単位を取り消し、又は与えないとともに、処分を行うことがある。

(成績の評価)

第19条 成績の評価は、試験、レポート、平素の成績及びその他の方法を総合的に勘案して、次の基準で評価し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- (1) S (90～100点) 極めて優秀な成績で修めている。
- (2) A (80～89点) 優れた成績で修めている。
- (3) B (70～79点) 標準的な成績で修めている。
- (4) C (60～69点) 最低限度の成績で修めている。
- (5) D (59点以下) 最低限度の成績を修めていない。

- 2 成績の評価方法は、あらかじめシラバスに明示する。

- 3 他大学等において修得した単位及び資格取得等により単位認定された成績の評価は、「認(N)」とする。

- 4 第14条の受験の制限による不合格は「K」とする。

(GPAの活用)

第20条 前条第1項の評価に対して評価点(グレード・ポイント。)を付与し、履修科目の成績評価平均値(グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。)を算定して、学生の学修への意欲の増進や履修指導の促進を行う。

- 2 GPAに関する必要な事項は、別に定める。

(学修支援及び退学勧告)

第21条 前条のG P Aが一定の値に達しない学生に対しては、必要な学修支援を行う。

- 2 学長は、前項の学修支援を行ったにも関わらず、成業の見込みがないときは、本人及び保護者である保証人に対して退学勧告をすることがある。

(成績の確認及び通知)

第22条 学生は、成績の結果について、所定の期間内に「履修システム」で確認の上、その評価に対して疑義があるときは、所定の期日までに「成績評価に関する質問書」を学長に提出して再評価を受けることができる。

- 2 確定した成績については、保証人に通知する。

(単位の取消し)

第23条 一度認定した単位及び評価は、取り消すことができない。

- 2 授業料等が未納のときは、認定しないことがある。

(進級の要件)

第24条 第2年次までに、基礎教育科目を10単位以上、専門教育科目を25単位以上、合わせて40単位以上の単位を修得していない者は、第3年次に進級することができない。

- 2 第3年次までに、基礎教育科目を20単位以上、専門教育科目を50単位以上、合わせて85単位以上の単位を修得していない者は、第4年次に進級することができない。

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

(転専攻及び転コース)

第26条 転専攻又は転コースを希望する者は、指導教員の承諾を得て、申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 転専攻又は転コースの時期は、学期の初めとする。

(免許状及び資格の取得)

第27条 本学において取得することができる教員の免許状及び資格の種類は、次のとおりとし、それぞれの免許状及び資格の取得に必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

専 攻	取得できる免許状及び資格
児童教育専攻	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 保育士
スポーツ教育専攻	中学校教諭1種免許状(保健体育) 高等学校教諭1種免許状(保健体育)

(教育実習、学校体験活動及び保育実習)

第28条 教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、本学の協力量校園において教育実習、学校体験活動及び保育実習を行わなければならない。

- 2 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、本学が指定する施設において介護等の体験を7日間行い、終了後、その証明書を提出しなければならない。

(規則の改廃)

第29条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成30年2月22日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年9月11日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年2月28日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年2月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年12月15日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年3月24日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年3月22日に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月24日に改正し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月26日に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表2の規定は、令和7年度の入学生から適用し、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第25条関係）

【教育学部共通】

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	1単位 当たりの授業 時間数	授業 形態	必修	選択	備考	
基礎 教育 科目	思考 養 成 力 の	情報処理法	1前	30	演習	1		5科目 5単位	左記区分を合わせて 28単位以上を修 得すること。
		情報活用法	1後	30	演習	1			
		統計分析法	1後	30	演習	1			
		問題解決法	3前	30	演習	1			
		創造思考法	3後	30	演習	1			
	表現 養 成 力 の	英語Ⅰ（基礎）	1前	30	演習	1	1	必修を含めて 5科目以上 5単位以上	
		英語Ⅱ（応用）	1後	30	演習	1			
		英語Ⅲ（実践）	2前	30	演習				
		日本語Ⅰ（読解、分析）	1前	30	演習	1			
		日本語Ⅱ（作文、論文）	1前	30	演習	1			
		日本語Ⅲ（発表、討論）	1後	30	演習	1			
	人間 養 成 力 の	自己管理と社会規範	1前	30	演習	1		4科目 4単位	
		チームワークとリーダーシップ	2前	30	演習	1			
		地域活動と社会貢献	1前	30	演習	1			
		他者理解と信頼関係	1後	30	演習	1			
	社会 養 成 力 の	基礎ゼミⅠ	1前	15	演習	1		6科目 6単位	
		基礎ゼミⅡ	1後	15	演習	1			
		総合ゼミⅠ	2前	15	演習	1			
		総合ゼミⅡ	2後	15	演習	1			
		キャリアプランニングⅠ	3前	30	演習	1			
		キャリアプランニングⅡ	3後	30	演習	1			
	人間 の 理 解	心理と行動	1前	15	講義		2	1科目以上 2単位以上	
		健康と運動	1前	15	演習		2		
		歴史と文化	2後	15	講義		2		
		生命と倫理	4後	15	講義		2		
	社会 の 理 解	社会と憲法	1前	15	講義		2	1科目以上 2単位以上	
		政治と行政	2前	15	講義		2		
		経済と政策	2前	15	講義		2		
		自然と環境	4後	15	講義		2		

別表第2（第3条、第25条関係）

【児童教育専攻】

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	1単位 当たりの授業 時間数	授業 形態	必修	選択	共通 開設	備 考
基 幹 科 目	人間形成論	1前	15	講義	2			「基幹科目」から必修9科目18単位、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から10単位以上、 「実習科目」及び「研究科目」から必修を含めて6単位以上、 合わせて96単位以上を修得すること。
	心理学概論	1前	15	講義	2			
	対人関係論	1後	15	講義	2			
	道徳教育論	1後	15	講義	2			
	教育学概論（幼・小）	1前	15	講義	2			
	教育心理学	1後	15	講義	2			
	特別支援教育論	1後	15	講義	2			
	教育行政学（幼・小・中・高）	1後	15	講義	2			
	教職概論（幼・小）	1後	15	講義	2			
展 開 科 目	国語	2前	15	講義		2		基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。 教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、それぞれの免許・資格に必要な科目を含めること。
	社会	2後	15	講義		2		
	算数	2前	15	講義		2		
	理科	2後	15	講義		2		
	音楽	2前	15	演習		2		
	図画工作	2前	15	演習		2		
	体育	2前	15	演習		2		
	体育実技Ⅰ	1後	30	実技	1	(ス)		
	体育実技Ⅱ	2前	30	実技	1	(ス)		
	体育原理	1後	15	講義	2	(ス)		
	運動学・運動方法学	2後	15	講義	2	(ス)		
	生理学・運動生理学	2前	15	講義	2	(ス)		
	衛生学・公衆衛生学	3前	15	講義	2	(ス)		
	小学校英語	2前	15	講義		2		
	初等教科教育法（国語）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（社会）	3後	15	講義		2		
	初等教科教育法（算数）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（理科）	3後	15	講義		2		
	初等教科教育法（生活）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（音楽）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（図画工作）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（家庭）	3後	15	講義		2		
	初等中等教科教育法（体育・保健体育）	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法（外国語）	3後	15	講義		2		
	教育課程論（幼・小）	2前	15	講義		2		
	道徳の指導法（小・中）	2後	15	講義		2		
	総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
	特別活動の指導法（小・中・高）	3後	15	講義		2		
	教育方法論（幼）	2後	15	講義		2		
	教育方法論（ICT活用を含む）	2後	15	講義		2		
	生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
	教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後	15	演習		2		
	保育内容総論	2前	15	演習		1		
	幼児と健康	2前	15	演習		1		
	幼児と人間関係	2前	15	演習		1		
	幼児と環境	2前	15	演習		1		
	幼児と言葉	2前	15	演習		1		
	幼児と表現A	2前	15	演習		1		
	幼児と表現B	2前	15	演習		1		
	保育内容（健康）の指導法	2後	15	演習		2		
	保育内容（人間関係）の指導法	2後	15	演習		2		
	保育内容（環境）の指導法	3前	15	演習		2		
	保育内容（言葉）の指導法	3前	15	演習		2		
	保育内容（表現A）の指導法	3前	15	演習		2		
	保育内容（表現B）の指導法	3後	15	演習		2		
	幼児理解の理論と方法	2後	15	講義		2		
	保育原理	1後	15	講義		2		
	子ども家庭支援の心理学	2後	15	講義		2		

	子ども家庭福祉	2後	15	講義	2		
	社会福祉	2後	15	講義	2		
	子ども家庭支援論	3前	15	講義	2		
	子育て支援	3前	30	演習	1		
	社会的養護Ⅰ	2後	15	講義	2		
	子どもの保健	3前	15	講義	2		
	子どもの健康と安全	3後	30	演習	1		
	子どもの食と栄養	3後	15	演習	2		
	乳児保育Ⅰ	3前	15	講義	2		
	乳児保育Ⅱ	3後	30	演習	1		
	社会的養護Ⅱ	3後	30	演習	1		
発展科目	発達心理学	2後	15	講義	2		
	学校心理学	3後	15	講義	2		
	カウンセリング論	3前	15	講義	2		
	学校・学級経営	3前	15	講義	2		
	チーム学校論	4後	15	講義	2		
	音楽表現演習Ⅰ	1前	30	演習	1		
	音楽表現演習Ⅱ	2前	30	演習	1		
	造形表現演習Ⅰ	1後	30	演習	1		
	造形表現演習Ⅱ	2後	30	演習	1		
	授業実践演習	3後	30	演習	1		
関連科目	心理療法概論	3前	15	講義	2		
	発育・発達論	2前	15	講義	2		
	医学・スポーツ医学	2前	15	講義	2		
	栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義	2		
	健康づくりの理論と方法	2後	15	講義	2		
	スポーツ指導法	2後	15	講義	2		
	運動プログラム管理	3後	15	講義	2		
	生活習慣病と身体運動	3後	15	演習	2		
	健康運動特講Ⅰ	3前	15	演習	2		
	生涯スポーツⅠ	1前	30	実技	1		
	生涯スポーツⅡ	1後	30	実技	1		
	生涯スポーツⅢ	2前	30	実技	1		
	English and Global Teaching	1後	15	演習	1		
	英語コミュニケーションⅠ	1後	15	演習	2		
	英語コミュニケーションⅡ	1後	15	演習	2		
	英語コミュニケーションⅢ	1後	15	演習	2		
	英語コミュニケーションⅣ	1後	15	演習	1		
	インターンシップⅠ	2前	30	演習	1		
	インターンシップⅡ	3前	30	演習	1		
実習科目	初等学校体験活動A	1前	30	実習	1		
	初等中学校体験活動A	1前	30	実習	1		
	初等学校体験活動B	3後	30	実習	1		
	初等中学校体験活動B	3後	30	実習	1		
	介護等体験活動	2前	30	実習	1		
	初等教育実習事前事後指導	4前	30	演習	1		
	初等教育実習	4前	30	実習	2		
	初等中等教育実習（小・中）	4前	30	実習	2		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	3後	30	演習	1		
	保育実習指導Ⅰ（施設）	3後	30	演習	1		
	保育実習Ⅰ（保育所）	3後	45	実習	2		
	保育実習Ⅰ（施設）	3後	45	実習	2		
	保育実習指導Ⅱ	4前	30	演習	1		
	保育実習Ⅱ	4前	45	実習	2		
	保育実習指導Ⅲ	4前	30	演習	1		
	保育実習Ⅲ	4前	45	実習	2		
	保育・教職実践演習（幼）	4後	15	演習	2		
	教職実践演習（小）	4後	15	演習	2		
	科 研 目 究	教育学研究法Ⅰ	3前	30	演習	1	
		教育学研究法Ⅱ	3後	30	演習	1	
卒業研究Ⅰ		4前	15	演習	2		
卒業研究Ⅱ		4後	15	演習	2		

共通開設：（児）児童教育専攻 （ス）スポーツ教育専攻

【スポーツ教育専攻】

科目区分		授業科目の名称	配当年次	1単位の授業時間数	授業形態	必修	選択	共通開設	備考
専門教育科	基幹科目	人間形成論	1前	15	講義	2			「基幹科目」から必修 9科目18単位、「展開科目」から30単位以上、「発展科目」及び「関連科目」から10単位以上、「実習科目」及び「研究科目」から必修を含めて6単位以上、合わせて96単位以上を修得すること。
		心理学概論	1前	15	講義	2			
		対人関係論	1後	15	講義	2			
		道徳教育論	1後	15	講義	2			
		教育学概論（中・高）	1前	15	講義	2			
		教育心理学	1後	15	講義	2			
		特別支援教育論	1後	15	講義	2			
		教育行政学（幼・小・中・高）	1後	15	講義	2			
		教職概論（中・高）	1後	15	講義	2			
	展開科目	体育実技Ⅰ	1後	30	実技	1		(児)	基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。 教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、それぞれの免許・資格に必要な科目を含めること。
		体育実技Ⅱ	2前	30	実技	1		(児)	
		体育実技Ⅲ	2前	30	実技		1		
		体育実技Ⅳ	2後	30	実技		1		
		体育実技Ⅴ	2後	30	実技		1		
		体育実技Ⅵ	1後	30	実技		1		
		体育実技Ⅶ	2後	30	実技		1		
		体育原理	1後	15	講義	2		(児)	
		運動学・運動方法学	2後	15	講義	2		(児)	
		体育心理学	2前	15	講義		2		
		体育経営管理学	2後	15	講義		2		
		体育社会学	2前	15	講義		2		
		生理学・運動生理学	2前	15	講義	2		(児)	
		衛生学・公衆衛生学	3前	15	講義	2		(児)	
		学校保健（小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む）	3前	15	講義	2			
		初等中等教科教育法（体育・保健体育）	3前	15	講義		2		
		中等教科教育法Ⅰ（体育）	3前	15	講義		2		
		中等教科教育法Ⅱ（体育）	3後	15	講義		2		
		中等教科教育法Ⅲ（保健）	3前	15	講義		2		
		中等教科教育法Ⅳ（保健）	3後	15	講義		2		
		教育課程論（中・高）	2前	15	講義		2		
		道徳の指導法（小・中）	2後	15	講義		2		
		総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
		特別活動の指導法（小・中・高）	3後	15	講義		2		
		教育方法論（ICT活用を含む）	2後	15	講義		2		
		生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
		教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後	15	演習		2		
		体力測定・評価法	2後	15	講義		2		
		運動部活動の指導法	3後	15	講義		2		
		コーチング論	2前	15	講義		2		
		トレーニング論	3前	15	講義		2		
		健康管理論	2前	15	講義		2		
		バイオメカニクス	2後	15	講義		2		
	発展科目	発達心理学	2後	15	講義		2		
		学校心理学	3後	15	講義		2		
		カウンセリング論	3前	15	講義		2		
		学校・学級経営	3前	15	講義		2		
		チーム学校論	4後	15	講義		2		
		授業実践演習	3後	30	演習		1		
	関連科	心理療法概論	3前	15	講義		2		
		発育・発達論	2前	15	講義		2		
		医学・スポーツ医学	2前	15	講義		2		
		栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義		2		
		健康づくりの理論と方法	2後	15	講義	2			
		スポーツ指導法	2後	15	講義	2			
		運動プログラム管理	3後	15	講義		2		
		生活習慣病と身体運動	3後	15	演習		2		
		健康運動特講Ⅰ	3前	15	演習		2		

目	科 目	生涯スポーツⅠ	1前	30	実技	1	
		生涯スポーツⅡ	1後	30	実技	1	
		生涯スポーツⅢ	2前	30	実技	1	
		English and Global Teaching	1後	15	演習	1	
		英語コミュニケーションⅠ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅡ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅢ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1後	15	演習	1	
		インターンシップⅠ	2前	30	演習	1	
		インターンシップⅡ	3前	30	演習	1	
	実 習 科 目	初等中等学校体験活動A	1前	30	実習	1	
		初等中等学校体験活動B	3後	30	実習	1	
		介護等体験活動	2前	30	実習	1	
		健康体験実習	1前	30	実習	1	
		中等教育実習事前事後指導	4前	30	演習	1	
		初等中等教育実習（小・中）	4前	30	実習	2	
		中等教育実習（中・高）	4前	30	実習	2	
		教職実践演習（中・高）	4後	15	演習	2	
		健康実践演習	4前	30	演習	1	
	科 研 目 究	教育学研究法Ⅰ	3前	30	演習	1	
		教育学研究法Ⅱ	3後	30	演習	1	
		卒業研究Ⅰ	4前	15	演習	2	
		卒業研究Ⅱ	4後	15	演習	2	

共通開設：（児）児童教育専攻 （ス）スポーツ教育専攻